# 選手選考基準

関東テニス協会ジュニア大会運営委員会

# 1.参加資格

- ・参加する選手は関東テニス協会に加盟する各都県テニス協会の加盟団体、または傘下団体登録者で関東テニス協会のジュニア登録者とする。
- ・その他、(公財) 日本テニス協会が主催、主管する各大会の参加資格に準ずる。

# 2.選考基準 (関東地域選手)

### ◎DUNLOP CUP 全国選抜ジュニアテニス選手権関東予選大会

- (1) 関東地域各年齢別ランキング1位から40位までの選手が所属する都県に分配し、出場数を決定 (補欠/各種目男女各数名)
- (2) 各都県テニス協会が推薦する者(14歳以下・12歳以下共通) 男女各3名(男女各24名)

### ◎全国小学生テニス選手権関東予選大会

- (1)関東地域ランキング(12歳以下 4月2日以降出生者)1位から40位までの選手が在籍する小学校の 所在地都県に分配し出場数を決定(補欠/男女各数名)
- (2)各都県テニス協会が推薦する者

男女各3名(男女各24名)

### ◎KTA 杯 U15/U13 関東ジュニアテニストーナメント

- 【本戦】(1) DA ① 関東ジュニアランキング(15歳以下・13歳以下)上位者(男女各 16名)
  - ② ランキング17番目以降で各都県上位者 男女各1名(男女各8名)
  - (2) 予選勝者 (男女各8名)

【予選】関東ジュニアランキング(15歳以下・13歳以下)上位者 男女各 128名 (補欠/男女各数名)

#### ◎U-13 RSK 全国選抜ジュニアテニス大会関東予選大会

(1)関東ジュニアランキング(13歳以下)上位者

男女各 40 名(補欠/男女各数名)

(2)各都県テニス協会が推薦する者

る者 男女各3名(男女各24名)

### ◎U-15 全国選抜ジュニアテニス選手権関東予選大会(中牟田杯)

【シングルス】

(1)関東ジュニアランキング(15歳以下)上位者

男女各40名(補欠/男女各数名)

(2)各都県テニス協会が推薦する者

男女各3名(男女各24名)

【ダブルス】

関東予選大会は行わず、申し込みのあったペアのダブルスランキングにより、推薦順位を決定し、JTA に推薦する。

#### ◎KTA 杯ジュニアテニストーナメント

(1)関東ジュニアランキング(18 歳以下)上位者

男女各 40 名 (補欠/男女各数名)

(2)各都県テニス協会が推薦する者

男女各3名(男女各24名)

# ◎関東ジュニアテニス選手権大会

[シングルス] (18 歳以下・16 歳以下・14 歳以下・12 歳以下 64 ドロー)

- (1)関東地域各年齢別ランキング 1 位から 40 位までの選手が所属する都県に分配し出場数を決定 (補欠/各種目男女各数名)
- (2)各都県テニス協会が推薦する者 18 歳以下・16 歳以下・14 歳以下・12 歳以下男女各 3 名(男女 各 24 名)

### [ダブルス] (18 歳以下・16 歳以下・14 歳以下・12 歳以下 32 ドロー)

- (1)関東地域各年齢別ランキング1位から順次ランキングを繰り下げ、その過程で都県別にペアのランキングを合計し上位16組で出場数を決定 (補欠/各種目男女各数組)
- (2)各都県テニス協会が推薦する者 18 歳以下・16 歳以下・14 歳以下・12 歳以下男女各 2 組(男女 各 16 組)

※配分についてこれ以外の事項が生じた場合は、ジュニア大会運営委員会にて検討する。

### 3.補欠

ランキングで出場する選手(RSK 杯、中牟田杯、KTA 杯)の欠場は補欠リストで補充する。 都県枠での補欠補充は大会初日3日前17:00まで、それ以降は補欠リストで補充する。

# 4.ワイルドカード

該当する選手が所属する都県から申請があった場合、選考委員会で検討して選手または選手が所属する都県にワイルドカードが与えられる。

# 5.都県出場枠

- (1)選考会議前に各都県出場枠を決定する場合は、原則として各都県予選が開始される前に算出し、各都県に通知する。
- (2)算出日は各都県予選の開始直近とし、使用ランキングは算出日時点において KTA で発表されている 最新ランキングとする。採用したランキングは各都県に通知する。

# 6.シード順位

関東テニス協会主催大会ジュニアシード基準に従い決定する。

以上

平成 9 年 10 月 6 日決定 平成 12 年 11 月 13 日改定 平成 19 年 2 月 26 日改定 平成 21 年 8 月 24 日改定 平成 23 年 11 月 7 日改定 平成 30 年 3 月 12 日改定 平成 31 年 3 月 15 日改定 令和 2 年 11 月 30 日改定 令和 3 年 5 月 10 日改定 令和 4 年 4 月 15 日改定